開発許可事務の手引きの改正について

主な改正内容	施行時期
【第１節　許可基準】 ・都市計画法の改正に伴う条項ずれ、解説の修正 （申請者の資力・信用及び工事施工者の能力について、盛土規制法のみなし許可の場合は規模等に関わらず審査対象）	令和７年４月１日
【第５節　排水施設】 ・降雨強度式の見直しに伴う各所数値の修正	令和７年４月１日 （経過措置期間 令和７年４月１日 ～ 令和７年９月30日）
【第８節　造成工事】 ・許可基準は盛土規制法の技術的基準を適用することとし、開発許可の独自基準以外を削除 ・設計者の資格に関する記述を追加 ・災害ハザードエリアに関する基準（第８号）を第９節に移設 ・工事施行中の防災措置は盛土等防災マニュアルを準用することし、具体的な記述を削除	令和７年４月１日
【第９節　開発不適区域の除外】 ・災害ハザードエリアに関する基準（第８号）を第８節から移設	令和７年４月１日